

令和6年2月27日

議員各位

## 意見書（案）の配付について

令和6年2月21日に締め切りました意見書（案）を配付します。  
なお、今後の取り扱いは下記のとおりです。

### 記

- 1 各会派間の調整結果及び態度報告並びに代案の提出締切りは、常任委員会開催日である3月14日（木）の15時です。
- 2 各会派間の調整結果及び態度並びに提出された代案は、3月18日（月）開催予定の議会運営委員会で報告します。

市議会定例会令和6年2月通常会議 意見書（案） 目次

意見書 番号	提出者	件 名	ページ
1	新和会①	坂本城の遺構を後世に引き継ぐための取組を求める意見書	3
2	共産党①	2025年大阪・関西万博の中止を求める意見書	4
3	共産党②	自家用車・ドライバーを活用した有償運送（ライドシェア）の導入中止を求める意見書	6
4	共産党③	訪問介護事業の基本報酬引下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引上げを求める意見書	7
5	共産党④	自由民主党の裏金問題の徹底究明と金権腐敗政治の一掃を求める意見書	8
6	共産党⑤	子どもの権利擁護の立場から離婚後の共同親権を拙速に導入しないよう求める意見書	9
7	共産党⑥	県立小児保健医療センターの県立総合病院への統合及び県立小児保健医療センターの在り方等について十分な議論を求める意見書	10

## 坂本城の遺構を後世に引き継ぐための取組を求める意見書(案)

本市においては、令和5年10月から実施している発掘調査において、坂本城の三の丸のものとみられる石垣が確認された。

坂本城は、織田信長が明智光秀に1571年に築城を命じたとされ、ポルトガル人宣教師ルイス・フロイスに「織田信長公が安土山に建てたものに次ぎ、この明智光秀公の城ほど有名なものは天下にない」と評された城であるが、1586年頃の大津城築城に伴ってわずか15年程度で廃城となったため、絵図等の詳細な記録が残っておらず、幻の城と言われてきた。

これまでは、昭和54年の発掘調査で16世紀後半の礎石建物や井戸、瓦が見つかり、坂本城の本丸の一部と考えられる遺構が見つかったものの、その後の調査では、城本体に関する遺構は見つかっていなかった。しかし、今般、宅地造成工事に伴う調査において16世紀後半に埋没した石垣を持つ堀が全長30メートルにわたって検出されたことをはじめ、多岐にわたる遺構、遺物が出土する大きな成果が得られ、後世に引き継いでいくべき貴重な財産が発見されたところである。

滋賀県においては、文化庁が平成24年3月に長崎県松浦市鷹島神崎遺跡を初めて水中遺跡として史跡指定して以降、新たな水中遺跡調査の実施や水中遺跡の指定及び登録を推進していることを踏まえ、今後、葛籠尾崎湖底遺跡などの琵琶湖に眠る水中遺跡にも光を当て、文化庁や地元市と連携・協力を進めながら、水中遺跡の調査や魅力の発信に中長期的な計画で取り組むとされているが、坂本城については、本丸等の一部の遺構は水中にあると推測されており、歴史的に有名な坂本城の調査や保存に取り組むことは、県の施策の方向性とも合致していると考ええる。

については、滋賀県におかれては、早期に国による史跡の指定を受けられるよう働きかけるとともに、本市と連携し、今後の発掘調査に積極的に取り組まれるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 2025年大阪・関西万博の中止を求める意見書（案）

2025年4月から10月まで大阪市の夢洲で開催が予定されている大阪・関西万博（以下「万博」という）の準備の遅れが危機的な状況にある。工事の遅れには資材の高騰や人手不足で開催を危ぶんだ建設業者が入札に応じないことが指摘されている。主催者の日本国際博覧会協会は、状況の打開のため、2024年4月から導入される建設業界への時間外労働の上限規制を、万博建設には適用しないように政府に求めたと報じられている。この規制は労働者の命と安全を守る目的で導入されたものであり、万博開催を口実に適用を除外することなど許されない。

また海外パビリオンの建設費用について、経済産業省は政府が全額出費する日本貿易保険を活用し、発注した国・地域から建設業者に代金が支払われない場合、通常の3分の1程度の保険料で代金の90～100%を補償する制度を設けた。不払いがあれば負担は国民にのしかかる。その上大阪府・市はパビリオン建設の際に必要な建築基準法に基づく許可手続などを大幅に簡素化している。

工期が迫る中このまま万博を強行すれば、労働時間の上限規制が適用されたとしても、建設の遅れを取り戻すために違法なサービス残業や長時間労働を労働者に強いる危険性があり、いのち輝く未来社会のデザインというテーマにふさわしくない開催となる。

2023年12月に政府が公表した万博の費用の全体像では、会場建設費や日本館建設費を含む万博に直接資する事業の国費負担は1,647億円と算定され、他には会場周辺のインフラ整備費としてアクセスの向上などで8,390億円と試算し、インフラ整備費総額は約9兆7,000億円に上るとした。うち約5兆9,280億円は、広域的な交通インフラの整備として中国地方や四国の自動車道の整備なども列挙されており、万博との関連性は乏しく、費用の実態をますます不透明にし、万博に便乗した大型開発の横行につながる危険もある。

夢洲の土壌にはダイオキシンやヒ素、PCBなどが含まれ、地震などの際には汚染物質が染み出すおそれがあり、災害時には夢洲へのルートである夢舞大橋と夢咲トンネルが閉鎖されれば、1日の来場者とされる20万人から30万人が孤立してしまう危険性もある。このような場所に大規模集客施設を建設すること自体が無謀であり、事業そのものが立ち行かない大きな要因である。

直近の世論調査では6割以上が万博に関心がないと答えており、何のための万博かという声まで上がっている。その後能登半島地震が発生し、SNSでは万博の中止や延期を求める声が高まり、1月30日には経済同友会の新浪代表幹事が会見で能登半島地震の復興に関して「資材や人手が足りないといったことが出てくれば、間違いなくやらなければいけないのは復興の方だ」と述べ、支障が

出てくれば万博を延期すべきという考えを表明している。被災地のライフラインの確保や生活再建、河川・道路などの復旧には相当な時間と多額の予算措置を要することは確実であり、住民が一日でも早く通常の生活に戻れるよう国と自治体が最大限取り組む必要がある時に、その妨げとなるのが万博であり、このまま資材や人材、重機、巨額の税金が投入されていくことになれば、被災地の復旧・復興にしわ寄せがいくことは明らかである。

よって国及び政府においては、開催の大義がなくなっている万博をきっぱり中止するよう決断することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

自家用車・ドライバーを活用した有償運送（ライドシェア）の導入中止を求める意見書（案）

政府は、2023年12月のデジタル行財政改革会議中間とりまとめ及び規制改革推進会議の中間答申において、地域を限るなどの条件付きによるライドシェアを今年4月から一部解禁する方針を打ち出した。ライドシェアは、地域交通の担い手不足や移動手段の不足といった深刻な社会問題に対応するためとして、自動車の第2種運転免許を持たない一般ドライバーによる自家用自動車での有償運送を可能とするものである。

タクシーを含めた旅客運送事業は、運転者の健康管理、乗務前後の点呼等による過労・飲酒運転の防止、苦情や事故の処理など、運行の安全を確保するための様々な事柄が、運転者の第2種免許取得と一体で法律上義務づけられている。さらに車両整備についても、日常点検・定期点検、故障事故への対応が定められている。

しかし、新たな制度案では、安全・安心を確保するとして、旅客運送分野において事故防止対策のノウハウを有するタクシー会社が、一般ドライバーの教育、運行管理や自家用自動車の車両の整備管理を行うとともに、運送責任を負うこととなる。

アプリを使った配車のみで、地域、時期、時間帯を限定するなどの許可基準を示しているものの、業界内では、地域の公共交通が破壊される、ライドシェアの自家用車について車両整備や事故対応など会社の責任が増すなど、危機感や懸念の声が上がっている。またライドシェアのドライバーは、ライドシェア企業と契約しているだけで雇用関係はなく、身元確認も不十分なため、ライドシェアを導入した他国では、乗客に対する恐喝や強盗、性犯罪が多発している。便利だとの感想を述べる人もいるが、どの車も安心という保障はなく、特に女性が夜1人で乗車することは危険である。

公共交通における人手不足の根本要因は低過ぎる賃金であり、規制緩和により公共交通のコストカットを強いた政府の政策である。住民の移動手段を守るために必要なのは、規制緩和ではなくタクシーやバスへの手厚い支援である。

よって、国及び政府においては、乗客の安全の問題を置き去りにし、公共交通の信頼を損ないかねないライドシェアの導入を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 訪問介護事業の基本報酬引下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引上げを求める意見書（案）

政府が来年度の介護報酬改定において、報酬全体では1.59%増を示している。コロナ禍に続く物価高騰によって介護事業所の運営は厳しい状況にある中で、介護職員の処遇改善は進んでおらず、人手不足に拍車がかかっているにもかかわらず、介護報酬は微増に留められた。

ところが訪問介護については、身体介護も生活援助も報酬が2～3%減額され、これについて関係団体が抗議し撤回を求めている。全国社会福祉協議会、全国ホームヘルパー協議会と日本ホームヘルパー協会は、武見敬三厚生労働大臣に抗議文を提出した。各団体は介護報酬を審議する厚生労働省の審議会で、基本報酬の引上げを強く求めてきた。引下げに対して「私たちの誇りを傷つけ、さらなる人材不足を招くことは明らかで、このような改定は断じて許されない」と異例の抗議が行なわれた。

厚生労働省は、介護事業経営実態調査で訪問介護の収支差率(利益率)が7.8%となり、全介護サービスの平均を上回ったことを訪問介護報酬引下げの理由にしている。しかし、地域を回る事業所の利益率は6.7%、サービス付き高齢者住宅など集合住宅併設型事業所の利益率は9.9%と大きな開きがある。地域を回る事業所と併設型事業所の利益率を同じカテゴリーにして介護報酬の減額が判断されると、地域を回る事業所は減収になるおそれがある。

ホームヘルパーは2022年の有効求人倍率が15倍という深刻な人手不足である。そのため、2023年の訪問介護事業者の倒産件数は過去最多の67件を更新した。その上来年度の報酬引下げでさらに倒産廃業する事業所が増えれば、在宅介護を受けられない高齢者の在宅放置につながりかねない。

よって国及び政府においては、訪問介護事業の基本報酬引下げを撤回し、介護職員の大幅な処遇改善ができるよう介護報酬全体の引上げを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 自由民主党の裏金問題の徹底究明と金権腐敗政治の一掃を求める意見書（案）

自由民主党の政治資金パーティーを巡る裏金事件が底なしの様相を呈し、国民の怒りは沸騰している。共同通信の2月3、4日の世論調査では、自由民主党が裏金事件で打ち出した対策は信頼回復ができないとの回答が87%、裏金を受け取った自由民主党議員が説明する必要があるとの回答は84.9%に上り、2月19日までに発表された報道各社の世論調査では内閣支持率は過去最低を更新し、毎日新聞の調査では前月から7ポイント下落し、14%にまで落ち込んでいる。

自由民主党への企業献金が政治をゆがめてきたことは、過去のロッキード事件やリクルート事件などで明白となり、再発防止のために政治家が受け取るお金を国民が監視する法律として政治資金規正法が成立した。今回の裏金作りは国民の監視を逃れようとしたもので、隠蔽の事実だけでなく、その使途が明らかにされるべきである。多くの自由民主党議員が政治資金パーティーのチケット収入のキックバックを受けながら、政治資金収支報告書に記載せず裏金にしていたが、裏金になると使途が外部からは見えなくなるため、違法な使われ方につながったり、脱税になっていたりする可能性がある。さらには国民の政治不信を拡大したことも許されるものではない。

一方で政党には、政党助成法に基づき国民の税金から政党交付金が支払われている。2023年は自由民主党は約159億円を受け取っているが、本来、政党交付金を受け取るならば、企業・団体献金は全面禁止するべきである。

政治家個人への企業・団体献金は禁止されているが、政党や政党が指定する政治資金団体への企業・団体献金は可能である。これ自体抜け道となっているが、政治資金パーティー券収入も抜け道となり、政治家が資金を集める便利な手段となっている。つまり会場の収容人数を超える枚数を売り、大きな利益を得ることが常態化し、規制が厳しい企業・団体献金の抜け道になるのである。

自由民主党の河野洋平元副総裁も「企業献金が政策のゆがみを引き起こしている。公費助成が実現したら、企業献金は本当は廃止しなければ絶対おかしい」と述べるなど、自由民主党内部からも声が上がっている。

については、関係者の証人喚問や政治倫理審査会の開催も含め、真相解明に取り組み、政治の信頼を取り戻すために企業・団体献金を全面禁止し金権腐敗政治の一掃の実現を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



子どもの権利擁護の立場から離婚後の共同親権を拙速に導入しないよう求める意見書（案）

政府は、離婚後も父母双方に子どもの親権を認める共同親権を導入する法改定案を、3月上旬にも閣議決定し、今国会に提出する方針を示した。

現在日本では、婚姻中は父母ともに親権を持ち、離婚後は父母のどちらかが親権者となる単独親権制度がとられている。

改定案では父母が協議離婚するときは双方又は一方を親権者と定めるとし、協議で共同親権を選択可能とした。社会情勢の変化から、父母が共同で子育てをする機会が増加し、子と親の結びつきが強まっており、双方が子の養育に責任を持つ仕組みの入り口になると評価する声がある一方で、現状の法制度下で共同親権を導入することは子どもたちの福祉を損なう危険性が非常に高いと危惧する声は大きい。

法制審議会家族法制部会では子どもの権利が一切議論されず、改定案には子どもの意見表明権が最後まで入らなかった。協議が困難な場合は、家庭裁判所に子の利益を考えて判断させるとしているが、裁判官がDVの認識といった解釈をできる保証はない。

DV被害者を支援する団体は、「現在のDV防止法などの政策では、確実にDVや虐待を判別する方法や機関が乏しく、被害の立証が困難だ」と指摘する。DVは身体的、精神的、経済的、性的と多様であり、密室で起きるため、現在でも離婚にあたり家庭裁判所での立証が困難で、被害者と子どもが命の危険にさらされている。父母が対立状態にあっても家庭裁判所の判断で共同親権を適用するとした改定案は、現実とあまりにもかけ離れており、さらに紛争を激しくさせ、長期化させるおそれがある。

よって国及び政府においては、子どもの権利擁護の立場から離婚後の共同親権を拙速に導入しないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

県立小児保健医療センターの県立総合病院への統合及び県立小児保健医療センターの在り方等について十分な議論を求める意見書（案）

現在、滋賀県では、県立小児保健医療センターを県立総合病院へ統合するにあたり、当該患者家族への説明、及び専門委員会等での検討が行われているところである。

1980年代、当時の小児医療の専門家の意見や県民の要求に応える形で、県立小児保健医療センターは設立された。

とりわけ、県立小児保健医療センターは、難治・慢性疾患の子どもを対象とした小児専門医療を担う拠点病院として、県民のみならず、全国の子どもたちの小児医療を支え、重要な役割を果たしている。

このように、県立小児保健医療センターは、地域小児医療及び広域小児医療の観点から、現時点でも重要な役割を果たしており、今後とも、この重要な役割が変わることがないのは勿論のことである。

このため現在、滋賀県で進められている県立小児保健医療センターの県立総合病院への統合及び今後の県立小児保健医療センターの在り方等については、長期的な視点を持ち、また、専門家等の意見を十分に聴取しながら、持続可能な小児医療を供給する体制整備の観点から、丁寧に議論されるべきである。

よって、滋賀県においては、県立小児保健医療センターの県立総合病院への統合及び県立小児保健医療センターの在り方等について、慎重な議論を行うとともに当該患者家族への説明責任を果たし、議論の経過を広く県民に発信することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。